平成２１年（フ）第２４９号
三重県鈴鹿市算所５丁目18番26号
債務者　石橋　重典
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１３３２号
京都市山科区西野離宮町36番地４　洛東タクシー内
債務者　福地　邦男
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１４３０号
京都市西京区松尾鈴川町25番地　向洋荘
債務者　徳田工務店こと　徳田　末光
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１５１２号
京都市右京区西院追分町４番地10
債務者　渋江　克彦
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１５７１号
京都府八幡市美濃山幸水３番地７
債務者　松澤　弘美
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１５８２号
京都市右京区山ノ内瀬戸畑町５番地
債務者　田香織こと池田香織こと　池　　香姫
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１６０３号
京都市伏見区深草飯食町830番地　コスモ藤ノ森501号
債務者　秋山　正美
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１６５８号
京都市伏見区久我御旅町２番地157
債務者　有近　真利
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第５６３号
兵庫県姫路市新在家１丁目11番16―206号父夫山ハイツ
債務者　大西ゆり子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第６７４号
兵庫県姫路市飾磨区恵美酒397番地１ネオハイツ飾磨206号
債務者　山崎　俊郎
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第１２６５号
広島市安佐北区安佐町大字くすの木台20番地の15
債務者　網井　　豊
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２８４号
広島県廿日市市大野1932番地１
債務者　吉田　宏一
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４５４号
広島市安佐北区口田南８丁目42番15号
債務者　池上登美江
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５５５号
広島県安芸郡海田町栄町３番４号
債務者　谷野壽賀子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５６４号
広島市南区比治山本町14―23沖本ビル302号、住民票上の住所京都府宇治市宇治妙楽99番地
債務者　今西　明光
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５７４号
広島県東広島市西条町寺家5290番地４カシオペアＡ棟22号
債務者　手島　康雄
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第５６号
岩手県奥州市江刺区広瀬字川原61番地
債務者　佐藤　康文
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
盛岡地方裁判所水沢支部